

## 7. 実現のための方策

### (1) 市民・事業者と行政の役割

魅力ある美しい景観を形成するためには、市民、事業者、行政の3者のそれぞれの立場での役割と責務を果たしていくことが必要であるとともに、3者の連携が肝要です。

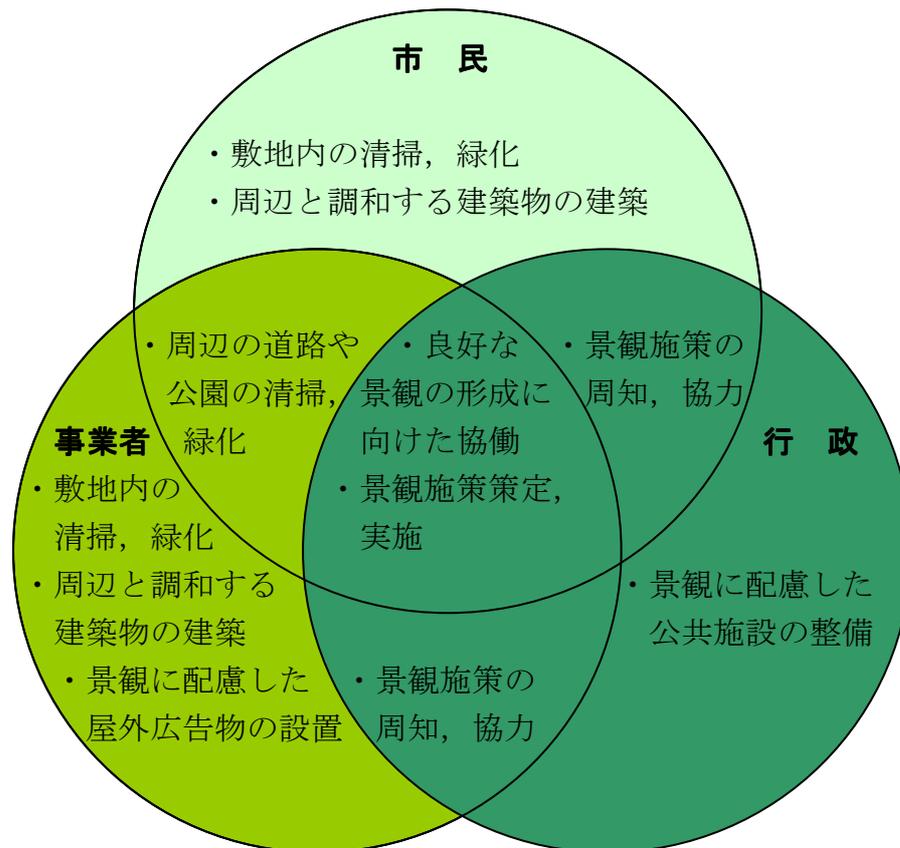
#### ① 市民・事業者の役割

- ・ 良好な景観形成の主体であることを認識して、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努め、自治会やコミュニティ単位での市街地や公園、海岸などの清掃活動や道路の植樹柵への花の植栽など、地域における良好な景観形成活動への積極的な参加に努めることとします。
- ・ 建築物（住居、事務所等）の建築の際には、周辺環境との調和や敷地の緑化を図るなどの良好な景観の形成に努めることとします。
- ・ 市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することとします。

#### ② 行政の役割

- ・ 良好な景観の形成に関する施策を策定し、実施します。
- ・ 公共施設等の整備を行うときは、良好な景観の形成に配慮して先導的な役割を果たします。
- ・ 市民や事業者の景観に関する意識の向上や知識の普及のために、必要な施策を講じます。
- ・ 景観に関する各施策について市民や事業者に対し周知を図り、適正な管理により維持・保全を図ります。

市民・事業者と行政の役割を図で表現すると次のようになります。



## (2) 景観形成の誘導指針

### 住宅地景観ゾーン

季節感のある開放的で快適な住宅地の形成を図ります。

- ・ 窓辺や玄関周辺などに花木などを植栽し、季節感を高めましょう。
- ・ 入口まわりはできるだけゆとりを持たせましょう。
- ・ 自宅の敷地のみならず、道路やごみ集積場といった自宅周辺にも目を配り、ごみのないきれいなまちにしましょう。

地域ごとに特色ある魅力的な景観の形成を図ります。

- ・ 建物の高さは、街並みとしてのつながりを考慮して調和に努めましょう。
- ・ 建物の色彩については、周辺と調和する色を選びましょう。
- ・ 建物の付属建築物（物置、車庫等）は、建物や周辺と調和する色を選びましょう。

歩行者の視点を意識した街並み景観の形成を図ります。

- ・ 垣や塀は、生垣を基本とし、塀をかける際は防犯性も考慮して高いものを避けて、素材や色彩等の統一性を持たせましょう。
- ・ 夜間にはできるだけ各戸の屋外照明灯を点灯させ、安全性も考慮した明るい通りをつくりましょう。
- ・ 空調室外機等の位置については、通りから直接見えないよう配慮しましょう。
- ・ 道路空間との調和に配慮し、花や木で潤いのある演出に努めましょう。

歴史・文化を感じさせる景観の保全を図ります。

- ・ 既存の樹木は，できるだけ保全しましょう。
- ・ 歴史のある古い建物については，長く保存していけるよう，こまめに手入れしましょう。
- ・ 昔から伝わる文化的な伝統行事を大切にし，地区の人たちと協力して守りましょう。

## 商業・業務地景観ゾーン

通りごとに魅力的で統一感のある景観の形成を図ります。

- ・ 通りごとに植栽や花壇等に統一感を持たせ、賑わいや季節感を演出しましょう。
- ・ 外壁の色彩は、派手な色を使用する一壁あたりに占める割合に注意して、誘目性を高める効果的な使用を検討しましょう。
- ・ 看板は、大きさ、色彩、設置位置などの統一を図り、乱雑な印象を回避しましょう。
- ・ 定期的に催しを開催するなど、賑わいの創出を図る事業に取り組みましょう。
- ・ 店舗のメインとなる通りの清掃活動はもちろんのこと、裏の通りについてもごみのないきれいな通りにしましょう。

歩行者にやさしい開放的なゆとりと潤いのある空間の形成を図ります。

- ・ 建物の壁面位置は、歩行者への圧迫感を避けるため、十分なゆとりを持たせましょう。
- ・ 広告物、のぼりは、乱立を回避し、集約化に努めましょう。
- ・ 照明は、夜の街並みを魅力的に演出する配置や配光を検討し、過剰な光量とならないように努め、光源の色彩や動きは周辺の環境や安全性に配慮しましょう。
- ・ イルミネーションは、周辺への影響、季節感に配慮しましょう。
- ・ 庇にアクセントカラーを使用するとともにショーウィンドウを開放的にしつらえ、賑わい感を演出しましょう。

## 工業・業務地景観ゾーン

### 周辺と調和した良好な景観の形成を図ります。

- ・ 建物の高さは、通りからみた連続性に配慮しましょう。
- ・ 建物の壁面位置は、圧迫感を避けるため、道路及び隣地境界線から後退して、十分なゆとりを持たせましょう。
- ・ 外壁の基調となる色彩は、暗いものや派手なものは控えましょう。
- ・ 企業のサインは、建物と一体的にデザインしましょう。
- ・ 看板、広告物、のぼりは乱立を回避し、色彩は派手なものを避けて、周辺環境との調和を図りましょう。
- ・ 駐車場や道路に面している箇所などは、安全性も考慮して効果的に屋外照明灯を設置して、夜間の周辺環境にも配慮しましょう。
- ・ 用具は煩雑に放置せず、敷地のみならず周囲にも目を配りごみのないきれいなまちにしましょう。

### 緑豊かな景観の形成を図ります。

- ・ 塀のセットバック、前面の緑化や高木の連続植栽などで、道路空間にゆとりや潤いを与える工夫をしましょう。
- ・ 駐車場は煩雑にならないように、主要幹線道路のような幅員の広い道路からの眺めに配慮したデザイン、配置に努め、周辺を緑で修景しましょう。

## 海岸・田園集落等自然利用景観ゾーン

潤いとやすらぎのある田園景観の保全を図るとともに、集落については自然と調和した良好な景観の形成を図ります。

- ・ 建物の配置や高さは、周囲の風景に配慮しましょう。
- ・ 建物の色彩は、周囲の自然環境になじむような色を使用しましょう。
- ・ 周囲の自然環境、田園風景との調和を意識し、建物の周りには花や木を植えましょう。
- ・ 周囲の自然環境と調和するように、塀は生垣を基本としましょう。
- ・ 店舗は、沿道からの見え方に配慮し、建物の配置や看板を工夫しましょう。
- ・ 工場は、周囲の自然環境と調和するように、工場の周りを植栽しましょう。
- ・ 広告物やサインは、周囲の自然環境に配慮して、派手な色彩の使用や多色使用を最小限に抑えましょう。

恵まれた豊かな自然である海岸や河川、斜面緑地などの良好な景観の保全を図ります。

- ・ 自然景観を良好にするため、海岸や河川、森林などへの清掃活動を行い、ごみのないきれいな自然を守りましょう。

市内の景勝地などの今ある風景を大切にします。

- ・ 健康増進も兼ねてハイキングや散策を行い、私たちの住む街を改めて見つめなおして、今の風景を大切に守っていきましょう。

### (3) 良好な景観形成のための取り組み

本市の良好な景観形成の推進のため、現在様々な制度を活用し、また、様々な施策を実施しています。今後もさらに市民や事業者の方々と協働して進めていきたいと考えています。

ここでは、制度や施策について、代表的なものを紹介します。

#### 建物の建て方や屋外広告物の設置のルールを知ろう

##### ・茨城県景観形成条例に基づいた大規模建築物等の建築行為の審査

条例で規定されている規模以上の建築物等の建築行為を行う際に、建築主は着手前に届出が必要になります。届出がされた建築物等に対し、市は景観に配慮したものかどうか審査します。

(都市計画課)



• 地区計画決定区域内の建築行為等の審査

地区計画は，地区の特性にあわせた建築物の用途，形態などに関する制度について景観に配慮した地区のきめ細やかなルールを都市計画決定したものです。現在13地区決定されており，地区計画区域内において建築行為等を行う際に，建築主は着手前に届出が必要になります。届出がされた建築物等に対し，市は地区計画に沿った内容のものかどうか審査します。（都市計画課）



地区名	決定年月日，面積	地区名	決定年月日，面積
東部第2地区	平成8年9月10日 106.8ha	船窪地区	平成14年10月17日 18.2ha
西古内地区	平成8年9月10日 28.1ha	佐和駅東地区	平成15年10月14日 55.2ha
高野小貫山地区	平成8年9月10日 21.8ha	勝田駅東口南地区	平成19年4月12日 0.9ha
津田北部地区	平成8年9月10日 37.6ha	石川青葉地区	平成19年9月3日 28.2ha
阿字ヶ浦地区	平成10年3月19日 83.4ha	勝田駅西口地区	平成20年1月23日 4.1ha
武田地区	平成12年10月4日 48.7ha	西十三奉行団地地区	平成21年4月24日 13.3ha
六ツ野地区	平成12年10月4日 104.9ha		

### ・風致地区内における建築行為等の許可

風致地区は、緑地等の良好な自然環境を維持していくためにその区域を都市計画決定したものです。現在10地区決定されており、その区域内において建築行為や木竹の伐採等を行う際に、建築主は着手前に許可申請が必要になります。市は申請されたものに対し、許可基準にあったものかどうか審査します。(公園緑地課)



### ・茨城県屋外広告物条例に基づいた屋外広告物の審査

美観風致の維持と公衆への危険防止のため、県条例に基づき、許可地域における許可申請を受け付け、基準に沿った広告物かどうか審査しています。(道路管理課)



茨城県都市計画課発刊  
「屋外広告物のてびき」より

## 花と緑あふれるきれいなまちにしよう

### • 街角の緑コンクール

緑豊かな生垣や前庭，季節の花を咲かせている花壇やベランダ，窓辺の緑などを対象にしたコンクールを開催して，花と緑あふれるまちづくりを推進しています。（公園緑地課）



### • 生垣の設置費助成

生垣を設置しようとする方に対し，その費用の一部について，助成金を交付しています。（公園緑地課）



- **緑の保存地区の指定及び管理**

風致地区に指定された地区内の山林を緑の保存地区に指定して、所有者又は管理者に管理費の一部として助成金を交付しています。(公園緑地課)



- **記念樹の配布**

毎年、誕生、結婚、新築された方を祝して、記念樹を配布しています。(公園緑地課)



• **市民団体の花植え活動助成**

高齢者クラブや子供会などの市民団体の街路樹の植樹柵などへの花植え活動を助成しています。(公園緑地課)



• **緑のポスター，標語コンクール**

緑の大切さや，緑への関心を高めるポスターや標語を募集し，緑豊かなまちづくりの啓発に努めています。(公園緑地課)



• 環境美化里親制度

市民の皆様が市道等の公共用地の里親になり，美化活動（清掃，緑化，除草等）を行っていく制度です。（道路管理課）



• 花と緑の環境美化コンクール

毎年，地域住民や学校の児童や生徒たちの環境美化に対する意欲を高め，美しい地域づくりを推進することを目的として，実施しているコンクールです。（公園緑地課）



## 私たちのまちを再発見しよう

### ・町並みめぐりハイキング

歴史的資源を活用し那珂湊地区の活性化を図るため、まち全体が博物館であるという「まちかど博物館」構想の一つとして、町並み散策マップを作成し、(株)ひたちなか海浜鉄道主催で町並みめぐりハイキングを実施しています。(株)ひたちなか海浜鉄道)



### ・歴史探訪ウォーク

(財)文化・スポーツ振興公社主催で市内の歴史を探る、歴史探訪ウォークが開催されています。平成20年度は中根八景を巡りました。(財)文化・スポーツ振興公社)

